

証券コード 3659
平成25年3月11日

株 主 各 位

東京都中央区新川二丁目3番1号
株 式 会 社 ネ ク ソ ン
代表取締役社長 崔 承 祐

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年3月25日（月曜日）午後7時までにご到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年3月26日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区大手町一丁目7番2号
東京サンケイビル内 大手町サンケイプラザ 4階ホール
（会場が昨年と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照の上、お間違えのないようお願い申し上げます。）

3. 目的事項 報告事項

1. 第11期（平成24年1月1日から平成24年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第11期（平成24年1月1日から平成24年12月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 取締役6名選任の件
第2号議案 当社取締役及び当社従業員等に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件
第3号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定に関する件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

当社は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://ir.nexon.co.jp/stock/meeting.html>) に掲載することにより開示しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://ir.nexon.co.jp/stock/meeting.html>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成24年1月1日から
平成24年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、緩やかな回復基調にありましたが、欧州の財政・金融問題の影響や新興国の輸出及び内需の拡大の鈍化により景気回復に減速感が見られました。

アジアにおいては、中国では経済成長の鈍化が見られましたが、輸出と個人消費により景気は堅調に推移しました。日本においては、輸出が低調に推移したものの、東日本大震災以降、低迷していた個人消費が持ち直し景気は緩やかに回復しました。アメリカにおいては、住宅着工戸数は低い水準で推移しましたが、個人消費に支えられ景気は緩やかに回復しました。

当社グループは、PCオンラインゲーム事業及びモバイルゲーム事業を展開し、ユーザーの皆様楽しんでいただけるハイクオリティのゲームの開発、コンテンツの獲得、新規タイトルの配信に努めるとともに、既存タイトルのアップデートを推し進めてまいりました。

上記の結果、当連結会計年度の売上高は108,448百万円（前期比23.8%増）、営業利益は47,874百万円（同25.2%増）、経常利益は44,541百万円（同20.7%増）、当期純利益は25,401百万円（同1.4%減）となりました。

報告セグメントの業績は次のとおりであり、外部顧客に対する売上高を示しております。

イ. 日本

日本では、PCオンラインゲームの既存タイトルは一部を除いて減収となりました。一方、平成24年6月に買収した株式会社インブルー、平成24年10月に買収した株式会社gloopsの売上が寄与し、売上高は19,189百万円、セグメント利益は1,707百万円となりました。

ロ. 韓国

韓国では、『アラド戦記』（Dungeon&Fighter）の中国パブリッシャーからのロイヤリティ収入が大きく増加したことや既存ゲームタイトル『サ

『ドンアタック』のアップデートが奏功し、売上高は78,482百万円、セグメント利益は43,940百万円となりました。

ハ. 中国

中国では、中国国内におけるPCオンラインゲーム市場の好調に伴い、コンサルティング収入が増加したことにより、売上高は3,730百万円、セグメント利益は2,405百万円となりました。

ニ. 北米

北米地域におきましては、既存ゲームタイトルが減収となったことから、売上高は5,056百万円、セグメント損失は562百万円となりました。

ホ. その他

その他地域におきましては、前期から増収となり、売上高は1,989百万円、セグメント利益は430百万円となりました。

なお、ユーザー所在地別売上高は、中国48,390百万円（前期比47.6%増）、韓国28,744百万円（同0.5%増）、日本19,192百万円（同47.5%増）、北米5,371百万円（同15.2%減）、その他6,749百万円（同1.6%減）となりました。

平成24年12月期は、期中に買収した株式会社インブルー及び株式会社gloopsといったモバイルゲーム開発会社が売上の面で大きく寄与し日本のユーザー所在地別売上高を押し上げました。結果として、当社グループにおけるユーザー所在地別売上高の構成比は日本の比率が上昇いたしました。以下の表は、類似した季節性を示すことが多い当連結会計年度の第2四半期会計期間と第4四半期会計期間のユーザー所在地別売上高構成比を示したものです。

| 地 域 | 当連結会計年度 第2四半期会計期間 | | 当連結会計年度 第4四半期会計期間 | |
|-------|----------------------|--------|----------------------|--------|
| | 金 額 | 構 成 比 | 金 額 | 構 成 比 |
| 中 国 | 10,737 百万円 | 46.9 % | 11,074 百万円 | 35.8 % |
| 韓 国 | 6,251 | 27.3 | 7,057 | 22.8 |
| 日 本 | 2,826 | 12.4 | 10,037 | 32.4 |
| 北 米 | 1,515 | 6.6 | 1,117 | 3.6 |
| そ の 他 | 1,545 | 6.8 | 1,651 | 5.4 |
| 合 計 | 22,876 | 100.0 | 30,937 | 100.0 |

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は、5,007百万円であります。

その主な内訳は、子会社であるネクソン・코리아・コーポレーションのビル建設費用1,328百万円（バンギョ地区）とPCオンラインゲーム及びモバイルゲーム用設備（サーバー設備等）1,785百万円、及び自社利用ソフトウェア（ゲーム関連等）854百万円であります。

また、当社の韓国子会社であるネクソン・코리아・コーポレーションにおきまして、各所に分散している組織を統合し、快適な業務環境を構築する目的で韓国ソウル市江南区驛三洞に社屋建設用地を購入いたしました。江南社屋開発プロジェクトの開発所要期間及び投資額が過多となり、昨今の経済条件の急変及びゲーム産業の競争激化に伴い、固定資産を圧縮することにより流動性を確保し、経営資源を本業に集中することが企業価値の向上において適切であるという判断のもと、当該プロジェクトを中断し、当該土地（帳簿価額10,705百万円）を売却いたしました。

③ 資金調達の状況

当社は、新規投資資金の調達のため、株式会社三井住友銀行より長期借入金として49,672百万円の調達を実施いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社連結子会社のネクソン・코리아・コーポレーションとネクソン・モバイル・コーポレーションは、平成24年5月1日を効力発生日として、ネクソン・코리아・コーポレーションを存続会社とする吸収合併を行いました。

- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
 当社は、平成24年6月29日を効力発生日として、株式会社インブルーの株式の全部を取得し、子会社化いたしました。
 当社は、平成24年10月1日を効力発生日として、株式会社gloopsの株式の全部を取得し、子会社化いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第 8 期 (平成21年12月期) | 第 9 期 (平成22年12月期) | 第 10 期 (平成23年12月期) | 第 11 期 (当連結会計年度) (平成24年12月期) |
|-----------------|----------------------|----------------------|-----------------------|------------------------------------|
| 売 上 高 (百万円) | 51,572 | 69,781 | 87,613 | 108,448 |
| 経 常 利 益 (百万円) | 22,351 | 28,479 | 36,905 | 44,541 |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | 17,659 | 21,638 | 25,755 | 25,401 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 5,004.15 | 6,131.79 | 71.65 | 58.71 |
| 総 資 産 (百万円) | 94,530 | 123,717 | 235,765 | 313,928 |
| 純 資 産 (百万円) | 45,895 | 66,904 | 177,886 | 214,925 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 12,937.33 | 17,714.50 | 408.28 | 483.45 |

- (注) 1. 第10期である平成23年7月21日付で、普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割しております。なお、1株当たり当期純利益は、株式分割が期首に行われたものとして算出しております。
2. 当社は第10期より会社法第444条に定める連結計算書類を作成しております。したがって、第8期及び第9期の数値につきましては同条第4項に規定する監査役及び会計監査人の監査を受けていない連結計算書類に基づくものであります。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社はエヌエックスシー・コーポレーションで、同社は当社の株式210,631千株（議決権比率48.36%）を保有しております。

エヌエックスシー・コーポレーション及び当社グループを除く同社の子会社は、投資事業その他当社の主力事業であるPCオンラインゲーム事業と関連のない事業を行っており、エヌエックスシー・コーポレーションは、当社グループのPCオンラインゲーム事業と競合する事業を行わない旨の競業禁止契約を当社と締結しております。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|----------------------------|-------------------|----------|----------------------------------------------|
| ネクソン・コリア・コーポレーション | 32,000百万 韓国ウォン | 100% | PCオンラインゲームの開発・韓国におけるPCオンラインゲームの配信及び出版ライセンス事業 |
| ルシアン・ソフトウェア・開発・カンパニー・リミテッド | 4,100千 米ドル | 100% | 中国国内の配信会社に対する必要なインフラの提供及びゲーム配信に必要なコンサルティング事業 |
| ネクソン・アメリカ・インク | 210 米ドル | 100% | 北米圏でのPCオンラインゲームの配信事業 |
| ネクソン・ヨーロッパ・SARL | 1,500千 ユーロ | 100% | 欧州でのPCオンラインゲームの配信事業 |
| ネオブル・インク | 175百万 韓国ウォン | 100% | PCオンラインゲームの開発事業 |
| 株式会社gloops | 26百万円 | 100% | ソーシャルアプリケーション事業 |

(4) 対処すべき課題

当社グループは、PCオンラインゲーム市場での優位性を確保しつつ将来にわたる成長を遂げるため、以下の事項を対処すべき課題として取り組んでいく方針であります。

① 魅力あるコンテンツの提供

ゲーム事業において優劣を決するのは、言うまでもなくコンテンツの質です。平成25年に10周年を迎える『メイプルストーリー』を始めとする当社グループがこれまで蓄積してきた人気ゲームタイトルに安住することなく、市場の動向に即時に対応して、ユーザーの皆様へ支持される魅力あるコンテンツを常に創出、提供し続けなければ、継続的な成長はありません。

このために、当社グループはゲーム運営力の強化に加えて、当社グループ内におけるゲーム開発力の強化、他のゲーム開発会社との共同開発を含めた事業提携、実績あるゲーム開発会社の買収等により、当社の経営理念にもある「最高の楽しさと特別な経験」をユーザーの皆様へ提供できるゲームタイトルを開発、配信するための基盤をさらに強化してまいります。

② モバイルゲーム事業の拡大

当社グループでは、スマートフォンの普及や通信インフラ基盤の拡充・高速化によって飛躍的に成長を続けるモバイルゲーム市場に対し、早期に事業を拡大していくことが必要と考えております。

当連結会計年度においては、株式会社インブルー及び株式会社gloopsの子会社化によりモバイルゲーム事業の拡大において一定の成果を残しましたが、優位性のある地域での一層の競争力強化を図りつつ、既存人気ゲームタイトルのモバイル版への移植や他社の買収を含めて、モバイルゲーム事業のさらなる強化を積極的に図ってまいります。

③ 海外事業の強化

当社グループは、主に韓国、中国、北米及び欧州におけるPCオンラインゲーム市場及びモバイルゲーム市場の拡大を見据え、積極的に海外進出を図っていくことが、一層の当社グループの事業の発展における重要な要素であると考えております。

当社グループは、韓国、米国、欧州等の主要地域に海外子会社を設立し、また中国等においては現地の有力企業とパートナーシップを構築することで、グローバルにPCオンラインゲームの配信サービスを提供できる体制を構築し

ておりますが、今後はこれまでの海外事業経験を活かし、最大のマーケットである韓国、中国や今後の成長が期待される北米及び欧州を中心に、より一層の海外事業の拡大を図ってまいります。

④ 情報セキュリティの強化

当社グループがサービスを提供するPCオンラインゲームは、情報システムを介してゲームデータやユーザーの個人情報を取り扱うサービスであるため、外部者からの不正アクセスや不正利用等を防止するための高度な情報システム基盤や適切な内部情報管理組織を含む情報セキュリティ体制の強化が求められております。

当社グループでは、これまでも情報セキュリティに関するグループ横断的な組織の強化や最新の情報システムの導入などを通じて、情報セキュリティ体制を強化してまいりましたが、ユーザーの皆様安心して当社グループのサービスを楽しんでいただけるよう、引き続き、情報セキュリティ体制全般の強化に注力してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成24年12月31日現在）

PCオンラインゲーム事業及びモバイルゲーム事業

(6) 主要な営業所及び工場（平成24年12月31日現在）

| 会 社 名 | 営業所及び工場 | 所 在 地 |
|-----------------------------------|---------|----------------------------|
| 当 社 | 本 店 | 東京都中央区 |
| ネ ク ソ ン ・ コ リ ア ・ コ ー ポ レ ー シ ョ ン | 本 店 | 韓国ソウル市 |
| ルシアン・ソフトウェア・デベロップメント・カンパニー・リミテッド | 本 店 | 中国上海市 |
| ネ ク ソ ン ・ ア メ リ カ ・ イ ン ク | 本 店 | 米国カリフォルニア州 |
| ネ ク ソ ン ・ ヨ ー ロ ッ パ ・ S A R L | 本 店 | ルクセンブルク大公国 ルクセンブルク広域行政区 |
| ネ オ プ ル ・ イ ン ク | 本 店 | 韓国ソウル市 |
| 株 式 会 社 g l o o p s | 本 店 | 東京都港区 |

(7) 使用人の状況（平成24年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---------------|--------------|
| 4,187 (289) 名 | 767名増 (11名減) |

(注) 1. 使用人数は従業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 最近1年間における従業員数の増加は、主として株式会社インブルーの買収に係る28名、株式会社gloopsの買収に係る345名及び業容拡大に伴う当社グループ各社の期中採用によるものであります。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 251名 | 24名増 | 31.8歳 | 2.9年 |

(8) 主要な借入先の状況（平成24年12月31日現在）

| 借入先 | 借入額 |
|------------|-----------|
| 株式会社三井住友銀行 | 51,672百万円 |
| 株式会社りそな銀行 | 449百万円 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成24年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 1,400,000,000株
- ② 発行済株式の総数 435,539,900株
- (注) ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は9,407千株増加しております。
- ③ 株主数 9,459名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名 | 持株数（千株） | 持株比率（%） |
|-------------------------------------------|---------|---------|
| エヌエックスシー・コーポレーション | 210,631 | 48.36 |
| エヌエックスエムエイチ・ビー・ブイ・ピー・エー | 60,593 | 13.91 |
| CBHK-KOREA SECURITIES DEPOSITORY-SAMSUNG | 24,967 | 5.73 |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY | 11,698 | 2.68 |
| 徐 旻 | 10,557 | 2.42 |
| エヌエックスエムエイチ・ビー・ブイ | 8,349 | 1.91 |
| イ ス ン チ ャ ン | 5,500 | 1.26 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 5,069 | 1.16 |
| キ ム サ ン ボ ン | 5,000 | 1.14 |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C 5220 | 4,276 | 0.98 |

(注) 自己株式は保有していません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成24年12月31日現在）

| | | 第 1 回 新 株 予 約 権 | 第 2 - 1 回 新 株 予 約 権 |
|------------------------|---------------------|--------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日 | | 平成19年 8 月 23 日 | 平成21年 9 月 28 日 |
| 新 株 予 約 権 の 数 | | 1,060個 | 300個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | | 普通株式 1,060,000株 (新株予約権 1 個につき 1,000株) | 普通株式 300,000株 (新株予約権 1 個につき 1,000株) |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権と引換えに払い込みは 要しない | 新株予約権と引換えに払い込みは 要しない |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 新株予約権 1 個当たり 153,000円 (1 株当たり 153円) | 新株予約権 1 個当たり 300,000円 (1 株当たり 300円) |
| 権 利 行 使 期 間 | | 平成23年12月14日から 平成27年 9 月 30 日まで | 平成23年12月14日から 平成27年 9 月 30 日まで |
| 主 な 行 使 条 件 | | 注 1、2 | 注 1、2 |
| 役 員 の 保 有 状 況 | 取 締 役 (社外取締役を除く) | 新株予約権の数 1,060個 目的となる株式数 1,060,000株 保有者数 2人 | 新株予約権の数 300個 目的となる株式数 300,000株 保有者数 1人 |
| | 社外取締役 | 新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一人 | 新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一人 |
| | 監 査 役 | 新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一人 | 新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一人 |

(注) 1. 原則として、新株予約権者が割当日以降行使の日まで継続して当社又はその子会社の役員又は従業員としての地位を有していない場合は新株予約権を行使できません。

2. 新株予約権の一部行使はできません。

| | | 第3-1回新株予約権 | 第3-3回新株予約権 | | |
|------------------------|-------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|----------|----------|
| 発行決議日 | | 平成22年10月20日 | 平成23年6月17日 | | |
| 新株予約権の数 | | 300個 | 100個 | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | | 普通株式 300,000株 (新株予約権1個につき 1,000株) | 普通株式 100,000株 (新株予約権1個につき 1,000株) | | |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権と引換えに払い込みは 要しない | 新株予約権と引換えに払い込みは 要しない | | |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 新株予約権1個当たり 640,000円 (1株当たり 640円) | 新株予約権1個当たり 640,000円 (1株当たり 640円) | | |
| 権利行使期間 | | 平成23年12月14日から 平成27年9月30日まで | 平成23年12月14日から 平成27年9月30日まで | | |
| 主な行使条件 | | 注1、2 | 注1、2 | | |
| 役員 の 保有状況 | 取締役 (社外取締役を除く) | 新株予約権の数 | 300個 | 新株予約権の数 | 100個 |
| | | 目的となる株式数 | 300,000株 | 目的となる株式数 | 100,000株 |
| | | 保有者数 | 2人 | 保有者数 | 1人 |
| | 社外取締役 | 新株予約権の数 | 一個 | 新株予約権の数 | 一個 |
| | | 目的となる株式数 | 一株 | 目的となる株式数 | 一株 |
| | | 保有者数 | 一人 | 保有者数 | 一人 |
| | 監査役 | 新株予約権の数 | 一個 | 新株予約権の数 | 一個 |
| | | 目的となる株式数 | 一株 | 目的となる株式数 | 一株 |
| | | 保有者数 | 一人 | 保有者数 | 一人 |

- (注) 1. 原則として、新株予約権者が割当日以降行使の日まで継続して当社又はその子会社の役員又は従業員としての地位を有していない場合は新株予約権を行使できません。
2. 新株予約権の一部行使はできません。

| | | |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| | 第 5 - 1 回新株予約権 | |
| 発行決議日 | 平成24年8月17日 | |
| 新株予約権の数 | 920個 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 普通株式 920,000株 (新株予約権1個につき 1,000株) | |
| 新株予約権の払込金額 | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない | |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個当たり 1,367,000円 (1株当たり 1,367円) | |
| 権利行使期間 | (税制適格ストック・オプション) 平成26年8月19日から 平成30年9月5日まで (税制非適格ストック・オプション) 平成24年9月6日から 平成30年9月5日まで | |
| 主な行使条件 | 注1、2 | |
| 役員 の 保有状況 | 取締役 (社外取締役を除く) | 新株予約権の数 900個 目的となる株式数 900,000株 保有者数 3人 |
| | 社外取締役 | 新株予約権の数 20個 目的となる株式数 20,000株 保有者数 2人 |
| | 監査役 | 新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一人 |

- (注) 1. 原則として、新株予約権者が割当日以降行使の日まで継続して当社又はその子会社の役員又は従業員としての地位を有していない場合は新株予約権を行使できません。
2. 新株予約権の一部行使はできません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

| | | 第 5 - 1 回 新株予約権 | 第 5 - 2 回 新株予約権 | | |
|----------------------|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|----------|---------|
| 発行決議日 | | 平成24年8月17日 | 平成24年9月20日 | | |
| 新株予約権の数 | | 11,703個 | 77個 | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | | 普通株式 11,703,000株 (新株予約権 1個につき 1,000株) | 普通株式 77,000株 (新株予約権 1個につき 1,000株) | | |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない | | |
| 新株予約権の行使に際して出資資産の価額の | | 新株予約権 1個当たり 1,367,000円 (1株当たり 1,367円) | 新株予約権 1個当たり 1,367,000円 (1株当たり 1,367円) | | |
| 権利行使期間 | | (税制適格ストック・オプション) 平成26年8月19日から 平成30年9月5日まで (税制非適格ストック・オプション) 平成24年9月6日から 平成30年9月5日まで | 平成24年9月20日から 平成30年9月19日まで | | |
| 主な行使条件 | | 注1、2 | 注1、2 | | |
| 使用人等への交付状況 | 当社員 | 新株予約権の数 | 830個 | 新株予約権の数 | 一個 |
| | | 目的となる株式数 | 830,000株 | 目的となる株式数 | 一株 |
| | | 交付者数 | 18人 | 交付者数 | 一人 |
| | 子会社の役員及び使用人 | 新株予約権の数 | 10,873個 | 新株予約権の数 | 77個 |
| | | 目的となる株式数 | 10,873,000株 | 目的となる株式数 | 77,000株 |
| | | 交付者数 | 186人 | 交付者数 | 1人 |

- (注) 1. 原則として、新株予約権者が割当日以降行使の日まで継続して当社又はその子会社の役員又は従業員としての地位を有していない場合は新株予約権を行使できません。
2. 新株予約権の一部行使はできません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(4) 会社役員 の 状 況

① 取締役及び監査役の状況（平成24年12月31日現在）

| 地 位 及 び 担 当 | 氏 名 | 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|------------------|------------|-----------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長 | 崔 承 祐 | ルシアン・ソフトウェア・デベロップメント・カンパニー・リミテッド取締役 ネクソン・ヨーロッパ・SARL取締役 |
| 取締役 CFO兼管理本部長 | オーウェン・マホニー | ネクソン・コリア・コーポレーション取締役 ネクソン・アメリカ・インク取締役 株式会社インプルー取締役 |
| 取締役 | 朴 智 援 | ネクソン・アメリカ・インク取締役 ネクソン・ヨーロッパ・SARL取締役 ネオブル・インク取締役 |
| 取締役 | 金 正 宙 | エヌエックスシー・コーポレーション代表取締役 |
| 取締役 | 本 多 慧 | 株式会社スプライン・ネットワーク取締役 ソフトウェア・イメージング・テクノロジー・リミテッド取締役 |
| 取締役 | 国 谷 史 朗 | 弁護士法人大江橋法律事務所代表社員 |
| 常勤監査役 | 田 中 利 重 | |
| 監査役 | 大 友 巖 | 大友会計事務所代表 |
| 監査役 | 森 亮 二 | 弁護士法人英知法律事務所社員 |

- (注) 1. 取締役本多慧氏及び取締役国谷史朗氏は、社外取締役であります。
2. 監査役田中利重氏、監査役大友巖氏及び監査役森亮二氏は、社外監査役であります。
3. 監査役大友巖氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、監査役森亮二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役

| 氏名 | 退任日 | 退任事由 | 退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況 |
|------|----------------|------|------------------------------------------------------------------------|
| 徐 旻 | 平成24年 3月27日 | 任期満了 | 取締役 ネクソン・コリア・コーポレーション 代表取締役 |
| 韓 景宅 | 平成24年 3月27日 | 任期満了 | 取締役 ネクソン・コリア・コーポレーション取締役 ルシアン・ソフトウェア・デベロップメント・ カンパニー・リミテッド取締役 |

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区分 | 員数（名） | 報酬等の総額（百万円） |
|------------------|----------|-------------|
| 取締役 （うち社外取締役） | 6 (2) | 155 (9) |
| 監査役 （うち社外監査役） | 3 (3) | 12 (12) |
| 合計 （うち社外役員） | 9 (5) | 168 (21) |

- (注) 1. 上記取締役の員数には、平成24年3月27日開催の第10回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。また、当事業年度に在任した取締役1名及び退任した取締役1名は無支給者であるため除いております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成23年3月30日開催の第9回定時株主総会において、年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また別枠で、平成24年3月27日開催の第10回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として、年額1,000百万円以内と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成23年3月30日開催の第9回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。
5. 取締役の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
- ・ストック・オプションによる報酬額44百万円（うち社外取締役2名に対し0百万円）

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ハ. 社外役員が親会社又は子会社から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役本多慧氏は、株式会社スプライン・ネットワークの取締役及びソフトウェア・イメージング・テクノロジー・リミテッドの取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

取締役国谷史朗氏は、弁護士法人大江橋法律事務所代表社員であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

監査役大友巖氏は、大友会計事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

監査役森亮二氏は、弁護士法人英知法律事務所社員であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

| | 出席状況及び発言状況 |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役本多慧 | 当事業年度において、選任後に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。必要に応じ、ゲーム業界での豊富な経験から、議案・審議全般について発言を行っております。 |
| 取締役国谷史朗 | 当事業年度において、選任後に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持や議案の法的問題について発言を行っております。 |
| 常勤監査役田中利重 | 当事業年度に開催された取締役会19回及び監査役会12回の全てに出席いたしました。必要に応じ、常勤監査役としての見地から、議案・審議全般について発言を行っております。 |
| 監査役大友巖 | 当事業年度に開催された取締役会19回及び監査役会12回の全てに出席いたしました。必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、月次実績や企業買収について発言を行っております。 |
| 監査役森亮二 | 当事業年度に開催された取締役会19回のうち16回、監査役会12回のうち11回に出席いたしました。必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持や議案の法的問題について発言を行っております。 |

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

また、当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項及び当社定款第36条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

これらの契約に基づく損害賠償責任の限度額は、240万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

ニ. 記載内容についての社外役員の意見

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の状況

① 名称 あらた監査法人

② 報酬等の額

| | 報 酬 等 の 額 |
|------------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 60百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額（注）2. | 131百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく会計監査人としての監査の報酬と金融商品取引法に基づく監査の報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の連結子会社であるネクソン・コリア・コーポレーション他9社は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているブライスウォーターハウスクーパースの監査を受けており、当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額には、当該監査報酬を含めております。

③ 非監査業務の内容

当社の連結子会社であるルシアン・ソフトウェア・デベロップメント・カンパニー・リミテッド、エヌドアーズ・コーポレーション、ネクソン・アメリカ・インク及びネクソン・ヨーロッパ・SARLは、税務関連業務等についての対価をそれぞれ支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(6) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は
以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ) 取締役会

取締役会を毎月1回以上開催し、取締役の職務執行の監督機能の実効性を高めるものとする。

(ロ) 監査役

監査役は常時取締役会へ出席することにより、取締役の職務執行の監査機能の実効性を高めるものとする。また、社外のプロフェッショナルを社外監査役として選任することにより、監査機能の専門性を高めるものとする。

(ハ) 内部監査室

内部監査室にて、継続的に社内業務の内部監査を実施するものとする。内部監査室は代表取締役社長直属の組織とし、内部監査の独立性を高めるものとする。

(ニ) 法務部

法務部を、社内業務の法令遵守（以下「コンプライアンス」という）に関する相談窓口とすることにより、コンプライアンスの確保を図るものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、稟議書、その他取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき文書又は電磁的媒体に記録し、保存するものとし、取締役及び監査役は、常時これらを開覧できるものとする。

③ 財務報告の信頼性を確保するための体制

適正な財務報告についての体制及びその有効性を定時又は随時に評価するための体制を整備するものとする。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を策定し、損失の危険の顕在化の低減を図るとともに、万一重大事態が発生した場合に備え、危機管理マニュアルを策定し、迅速に対応する体制を整備するものとする。

- ⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (イ) 月次の業務執行の状況を取締役会において報告し、業務の阻害要因がある場合には適時に改善を行うものとする。
 - (ロ) ITを活用して、意思決定及び情報共有の迅速化を行うものとする。
- ⑥ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社グループ各社における地域の特殊性を考慮した独立性を尊重しつつ、関係会社管理規程に基づき、必要な事項について定期的に報告を行わせるものとする。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 専属の使用人は置かないが、必要に応じて内部監査室所属の職員に監査業務の補助を命令することができるものとし、監査役より当該命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令は受けないものとする。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 取締役又は使用人は、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事実及び取締役の職務の執行が法令及び定款に違反する事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告するものとする。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役は、代表取締役社長及び会計監査人と、それぞれ定期的に意見交換会を開催するものとする。内部監査室長は、内部監査の実施状況を定期的に監査役に報告するものとする。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制
- (イ) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
- 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、取引を含む一切の関係を遮断するものとする。
- (ロ) 反社会的勢力排除に向けた体制
- 反社会的勢力対応部署を法務部として、取引先の審査を行うこと等により反社会的勢力との関係の遮断に努めるとともに、反社会的勢力から接触を受けた場合には外部専門機関と連携しつつ組織的対応を行うものとする。

(7) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当等につきまして取締役会の決議により定める旨を定款で規定しております。

株主への利益の還元が重要な経営課題であると認識し、経営実績、収益見通し等を慎重に検討した上で、業績の進展状況に応じて安定的に利益還元を行う予定であります。現状においては、経営基盤の強化と今後の事業領域の充実を目的とした既存事業の拡大や新規事業の展開、M&A又はゲーム著作権の取得等、将来の成長に向けた積極的な事業展開を図るための資金の有効投資と株主への利益の還元とのバランスを考慮してまいりたいと考えております。

当期の期末配当につきましては、平成25年2月19日開催の当社取締役会にて、1株当たり5円の配当を行うことを決議いたしました。

連結貸借対照表

(平成24年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 155,310 | 流動負債 | 44,241 |
| 現金及び預金 | 127,604 | 支払手形及び買掛金 | 1,439 |
| 受取手形及び売掛金 | 21,291 | 短期借入金 | 233 |
| 有価証券 | 107 | 1年内返済予定の長期借入金 | 10,943 |
| 商品 | 136 | 未払金 | 5,500 |
| 繰延税金資産 | 202 | 未払費用 | 1,656 |
| その他 | 6,251 | 未払法人税等 | 9,491 |
| 貸倒引当金 | △284 | 繰延税金負債 | 418 |
| 固定資産 | 158,618 | 前受収益 | 8,840 |
| 有形固定資産 | 9,730 | 賞与引当金 | 1,160 |
| 建物及び構築物 | 2,875 | 資産除去債務 | 135 |
| 車両運搬具 | 44 | その他 | 4,422 |
| 工具、器具及び備品 | 7,965 | 固定負債 | 54,761 |
| 土地 | 3,541 | 長期借入金 | 41,354 |
| 建設仮勘定 | 2,305 | 繰延税金負債 | 4,064 |
| 減価償却累計額 | △7,002 | 長期前受収益 | 5,265 |
| 無形固定資産 | 73,436 | 退職給付引当金 | 195 |
| ゲーム著作権 | 29,596 | 負ののれん | 3,197 |
| のれん | 42,669 | 資産除去債務 | 82 |
| その他 | 1,170 | その他 | 600 |
| 投資その他の資産 | 75,451 | 負債合計 | 99,003 |
| 投資有価証券 | 58,162 | (純資産の部) | |
| 長期貸付金 | 678 | 株主資本 | 218,703 |
| 繰延税金資産 | 11,952 | 資本金 | 51,342 |
| 長期前払費用 | 740 | 資本剰余金 | 51,202 |
| 敷金及び保証金 | 3,258 | 利益剰余金 | 116,158 |
| その他 | 3,785 | その他の包括利益累計額 | △8,141 |
| 貸倒引当金 | △3,126 | その他有価証券評価差額金 | △9,550 |
| | | 為替換算調整勘定 | 1,409 |
| | | 新株予約権 | 786 |
| | | 少数株主持分 | 3,576 |
| | | 純資産合計 | 214,925 |
| 資産合計 | 313,928 | 負債純資産合計 | 313,928 |

連結損益計算書

(平成24年1月1日から)
(平成24年12月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|----------------|---------|
| 売上高 | 108,448 |
| 売上原価 | 18,551 |
| 売上総利益 | 89,897 |
| 販売費及び一般管理費 | 42,022 |
| 営業利益 | 47,874 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 1,596 |
| 受取配当金 | 40 |
| 投資有価証券売却益 | 0 |
| 負債ののれん償却額 | 934 |
| ポインント消却益 | 145 |
| 貸倒引当金戻入 | 409 |
| 雑収入 | 724 |
| 営業外費用 | 3,851 |
| 支払利息 | 716 |
| 為替差損 | 376 |
| 持分法による投資損失 | 5,798 |
| 貸倒引当金繰入 | 2 |
| 雑支出 | 290 |
| 経常利益 | 7,184 |
| 特別利益 | 44,541 |
| 固定資産売却益 | 7 |
| 関係会社株式売却益 | 179 |
| 持分変動利益 | 94 |
| その他 | 3 |
| 特別損失 | 284 |
| 固定資産除売却損 | 119 |
| 減損損失 | 3,802 |
| 持分変動損失 | 21 |
| その他 | 265 |
| 税金等調整前当期純利益 | 4,209 |
| 税金等調整前当期純利益 | 40,616 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 16,602 |
| 法人税等調整額 | △1,317 |
| 少数株主損益調整前当期純利益 | 15,285 |
| 少数株主損失 | 25,330 |
| 当期純利益 | △70 |
| 当期純利益 | 25,401 |

連結株主資本等変動計算書

(平成24年1月1日から)
(平成24年12月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | |
|---------------------------|---------|-----------|-----------|-------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 株 主 資 本 合 計 |
| 平成24年1月1日 期首残高 | 50,300 | 50,162 | 90,757 | 191,219 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | |
| 新 株 の 発 行 | 1,042 | 1,042 | | 2,084 |
| 当 期 純 利 益 | | | 25,401 | 25,401 |
| そ の 他 | | △1 | | △1 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | | | | |
| 連結会計年度中の変動額合計 | 1,042 | 1,040 | 25,401 | 27,483 |
| 平成24年12月31日 期末残高 | 51,342 | 51,202 | 116,158 | 218,703 |

| | その他の包括利益累計額 | | | 新 予 約 株 権 | 少 数 株 主 持 分 | 純 資 産 計 |
|---------------------------|---------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------|-------------|---------|
| | そ の 他 の 有 限 公 司 株 主 権 の 評 価 差 額 | 他 株 主 権 金 為 替 換 算 定 額 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 | | | |
| 平成24年1月1日 期首残高 | 471 | △17,711 | △17,239 | 455 | 3,451 | 177,886 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | | |
| 新 株 の 発 行 | | | | | | 2,084 |
| 当 期 純 利 益 | | | | | | 25,401 |
| そ の 他 | | | | | | △1 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | △10,022 | 19,121 | 9,098 | 331 | 124 | 9,554 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | △10,022 | 19,121 | 9,098 | 331 | 124 | 37,038 |
| 平成24年12月31日 期末残高 | △9,550 | 1,409 | △8,141 | 786 | 3,576 | 214,925 |

貸借対照表

(平成24年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|------------------------|----------------|----------------------|----------------|
| (資 産 の 部) | | (負 債 の 部) | |
| 流 動 資 産 | 51,806 | 流 動 負 債 | 14,302 |
| 現金及び預金 | 48,952 | 買掛金 | 810 |
| 売掛金 | 1,588 | 1年内返済予定の長期借入金 | 9,934 |
| 前払費用 | 186 | 未払金 | 405 |
| 関係会社短期貸付金 | 69 | 未払費用 | 390 |
| 繰延税金資産 | 635 | 未払消費税等 | 18 |
| その他 | 375 | 賞与引当金 | 72 |
| 貸倒引当金 | △ 0 | 前受収益 | 713 |
| 固 定 資 産 | 99,900 | その他 | 1,955 |
| 有 形 固 定 資 産 | 216 | 固 定 負 債 | 40,230 |
| 建物附属設備 | 77 | 長期借入金 | 39,737 |
| 車両運搬具 | 1 | リース債務 | 44 |
| 工具、器具及び備品 | 490 | 長期前受収益 | 414 |
| 減価償却累計額 | △ 352 | 退職給付引当金 | 22 |
| 無 形 固 定 資 産 | 59 | 資産除去債務 | 10 |
| ソフトウェア | 59 | 負 債 合 計 | 54,532 |
| その他 | 0 | (純 資 産 の 部) | |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 99,624 | 株 主 資 本 | 105,943 |
| 投資有価証券 | 39,794 | 資本金 | 51,342 |
| 関係会社株式 | 53,158 | 資本剰余金 | 51,202 |
| 長期前払費用 | 191 | 資本準備金 | 1,202 |
| 繰延税金資産 | 6,102 | その他資本剰余金 | 50,000 |
| その他 | 377 | 利 益 剰 余 金 | 3,398 |
| | | その他利益剰余金 | 3,398 |
| | | 繰越利益剰余金 | 3,398 |
| | | 評価・換算差額等 | △ 9,555 |
| | | その他有価証券評価差額金 | △ 9,555 |
| | | 新 株 予 約 権 | 786 |
| | | 純 資 産 合 計 | 97,174 |
| 資 産 合 計 | 151,707 | 負 債 純 資 産 合 計 | 151,707 |

損 益 計 算 書

(平成24年1月1日から)
(平成24年12月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|-----------------------|--------|--------|
| 売 上 高 | | |
| ゲーム売上 | 11,642 | |
| その他 | 14 | 11,657 |
| 売 上 原 価 | | 4,732 |
| 売 上 総 利 益 | | 6,924 |
| 販売費及び一般管理費 | | 6,517 |
| 営 業 利 益 | | 406 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | 289 | |
| 受 取 配 当 金 | 135 | |
| 為 替 差 益 | 117 | |
| そ の 他 | 155 | 697 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 548 | |
| 株 式 交 付 費 | 6 | |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 損 | 26 | 582 |
| 経 常 利 益 | | 521 |
| 特 別 損 失 | | |
| 固 定 資 産 除 売 却 損 | 67 | |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損 | 1,764 | |
| 関 係 会 社 株 式 売 却 損 | 99 | |
| 減 損 損 失 | 690 | |
| そ の 他 | 2 | 2,624 |
| 税 引 前 当 期 純 損 失 | | 2,102 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 327 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △277 | 50 |
| 当 期 純 損 失 | | 2,153 |

株主資本等変動計算書

(平成24年1月1日から)
(平成24年12月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | 株 主 資 本 合 計 |
|-----------------------------|---------|-----------|--------------|--------------|-------------------------------|--------------|---------|----------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | | 利 益 剰 余 金 | | 資 本 金 | |
| | | 資本準備金 | その他 資本剰余金 | 資本剰余金 合 計 | その他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金 | 利益剰余金 合 計 | | |
| 平成24年1月1日 期首残高 | 50,300 | 50,160 | — | 50,160 | 5,551 | 5,551 | 106,012 | |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | |
| 新株の発行 | 1,042 | 1,042 | | 1,042 | | | 2,084 | |
| 資本準備金の取崩 | | △50,000 | 50,000 | | | | — | |
| 当期純損失 | | | | | △2,153 | △2,153 | △2,153 | |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の 変動額（純額） | | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | 1,042 | △48,957 | 50,000 | 1,042 | △2,153 | △2,153 | △68 | |
| 平成24年12月31日 期末残高 | 51,342 | 1,202 | 50,000 | 51,202 | 3,398 | 3,398 | 105,943 | |

| | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|-----------------------------|----------------------------|--------------------|-----------|-----------|
| | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 等 | 評 価 差 額 等 換 算 計 | | |
| 平成24年1月1日 期首残高 | △7 | △7 | 455 | 106,459 |
| 事業年度中の変動額 | | | | |
| 新株の発行 | | | | 2,084 |
| 資本準備金の取崩 | | | | — |
| 当期純損失 | | | | △2,153 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の 変動額（純額） | △9,547 | △9,547 | 331 | △9,216 |
| 事業年度中の変動額合計 | △9,547 | △9,547 | 331 | △9,285 |
| 平成24年12月31日 期末残高 | △9,555 | △9,555 | 786 | 97,174 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成25年2月18日

株式会社ネクソン

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 出 口 眞 也 ㊞

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 善 場 秀 明 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ネクソンの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネクソン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成25年2月18日

株式会社ネクソン

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 出口 眞 也 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 善 場 秀 明 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ネクソンの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務遂行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あつた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あつた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年2月19日

| 株式会社ネクソン | | 監査役会 | |
|-------------------|-----|------|---|
| 常勤監査役 (社外監査役) | 田 中 | 利 重 | Ⓜ |
| 非常勤監査役 (社外監査役) | 大 友 | 巖 | Ⓜ |
| 非常勤監査役 (社外監査役) | 森 | 亮 二 | Ⓜ |

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者 番号 | ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日) | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況) | 所有する当社 の株式の数 |
|-----------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 1 | チ エ ス ン ウ 崔 承 祐 (昭和43年5月2日生) | 平成11年9月 ネットソン・コーポレーション （現エヌエックスシー・コーポレーション）入社 平成12年7月 同社取締役就任 平成14年12月 当社取締役就任 平成16年1月 ルシアン・ソフトウェア・デベロップメント・カンパニー・リミテッド取締役就任（現任） 平成17年9月 エヌエックス・ゲームズ・インク （現ネットソン・アメリカ・インク） 取締役就任 平成19年3月 ネットソン・ヨーロッパ・リミテッド代表取締役就任 平成20年12月 当社代表取締役社長就任（現任） 平成21年3月 ネットソン・コーポレーション （現ネットソン・コリア・コーポレーション）取締役就任 平成22年11月 ネットソン・ヨーロッパ・SARL取締役就任（現任） 平成25年1月 株式会社gloops取締役就任（現任） （重要な兼職の状況） ルシアン・ソフトウェア・デベロップメント・カンパニー・リミテッド取締役 ネットソン・ヨーロッパ・SARL取締役 株式会社gloops取締役 | 3,309,500株 |

| 候補者番号 | ふりがな氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式の数 |
|-------|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 2 | オーウェン・マホニー (昭和41年12月28日生) | <p>平成12年11月 エレクトロニック・アーツ・インク主席副社長就任</p> <p>平成21年9月 アウトスパーク・インク代表取締役就任</p> <p>平成22年8月 当社CF0就任(現任)</p> <p>平成22年9月 当社取締役就任(現任)</p> <p>平成22年11月 当社管理本部長就任(現任)</p> <p>平成24年3月 ネクソン・コリア・コーポレーション取締役就任(現任)</p> <p>平成24年7月 株式会社インブルー取締役就任(現任)</p> <p>平成24年8月 ネクソン・アメリカ・インク取締役就任(現任)</p> <p>平成25年1月 株式会社gloops取締役就任(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>ネクソン・コリア・コーポレーション取締役</p> <p>ネクソン・アメリカ・インク取締役</p> <p>株式会社インブルー取締役</p> <p>株式会社gloops取締役</p> | 100,000株 |
| 3 | バク ジウオン 朴 智 援 (昭和52年6月30日生) | <p>平成15年6月 ネクソン・コーポレーション(現エヌエックスシー・コーポレーション)入社</p> <p>平成18年5月 当社出向</p> <p>平成21年3月 ネクソン・ヨーロッパ・リミテッド取締役就任</p> <p>平成22年9月 当社取締役就任(現任)</p> <p>平成22年11月 当社運用本部長就任</p> <p>平成22年11月 ネクソン・ヨーロッパ・SARL取締役就任(現任)</p> <p>平成24年3月 ネオブル・インク取締役就任(現任)</p> <p>平成24年8月 ネクソン・アメリカ・インク取締役就任(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>ネクソン・アメリカ・インク取締役</p> <p>ネクソン・ヨーロッパ・SARL取締役</p> <p>ネオブル・インク取締役</p> | - |

| 候補者番号 | ふりがな氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式の数 |
|-------|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 4 | キム ジョンジュ 金正宙 (昭和43年2月22日生) | <p>平成6年12月 ネクソン・コーポレーション (現エヌエックスシー・コーポレーション) 取締役就任</p> <p>平成17年6月 同社代表取締役就任(現任)</p> <p>平成17年10月 ネクソン・コーポレーション (現ネクソン・コリア・コーポレーション) 代表取締役就任</p> <p>平成21年3月 当社取締役就任</p> <p>平成22年3月 当社取締役辞任</p> <p>平成22年9月 当社取締役就任(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) エヌエックスシー・コーポレーション代表取締役</p> | — |
| 5 | ほんだ さとし 本多 慧 (昭和22年9月29日生) | <p>昭和46年7月 日本ビクター株式会社入社</p> <p>平成4年6月 ビクターエンタテインメント株式会社取締役就任</p> <p>平成4年12月 エレクトロニック・アーツ・ビクター株式会社(現エレクトロニック・アーツ株式会社)代表取締役就任</p> <p>平成10年8月 アイドス・インタラクティブ株式会社代表取締役就任</p> <p>平成21年12月 株式会社スプライン・ネットワーク取締役就任(現任)</p> <p>平成22年11月 ソフトウェア・イメージング・テクノロジー・リミテッド取締役就任(現任)</p> <p>平成24年3月 当社取締役就任(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社スプライン・ネットワーク取締役 ソフトウェア・イメージング・テクノロジー・リミテッド取締役</p> | — |

| 候補者 番号 | ふ り が な 氏 (生 年 月 日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況) | 所有する当社 の株式の数 |
|-----------|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 6 | くにや しろう 国谷 史朗 (昭和32年2月22日生) | 昭和57年4月 弁護士登録 大江橋法律事務所入所 昭和62年7月 ニューヨーク州弁護士登録 平成9年6月 サンスター株式会社監査役就任 平成11年6月 公益財団法人田附興風会北野病院 監事就任(現任) 平成14年4月 弁護士法人大江橋法律事務所代表 社員(現任) 平成18年6月 日本電産株式会社監査役就任 平成21年6月 一般財団法人日本商事仲裁協会理 事就任(現任) 平成23年4月 公益財団法人日本センチュリー交 響楽団理事就任(現任) 平成23年4月 環太平洋法曹協会(IPBA)会長就 任 平成24年3月 当社取締役就任(現任) 平成24年6月 株式会社荏原製作所取締役就任 (現任) (重要な兼職の状況) 弁護士法人大江橋法律事務所代表社員 | - |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 金正宙氏は、当社親会社であるエヌエックスシー・コーポレーションの代表取締役であります。
3. 本多慧氏及び国谷史朗氏は、社外取締役候補者であります。
4. (1) 本多慧氏を社外取締役候補者とした理由は、ゲーム業界における経営者としての知見に基づき、特に当社の事業に対するアドバイスを期待したものであります。
- (2) 国谷史朗氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての知見に基づき、特にコーポレート・ガバナンス、コンプライアンスについて進言してもらうことを期待したものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 本多慧氏及び国谷史朗氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって両氏とも1年であります。
6. 当社は、本多慧氏及び国谷史朗氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、240万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、本多慧氏及び国谷史朗氏の再任が承認された場合には、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。

第2号議案 当社取締役及び当社従業員等に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社の取締役に対する新株予約権の割当につきましては、取締役に対する報酬等として会社法第361条に定める事項も併せてご承認をお願いするものであります。

なお、取締役の員数は、第1号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと6名（うち社外取締役2名）となります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とする。

2. 新株予約権割当の対象者

当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員。

3. 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

- (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式13,000,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割（無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

- (2) 新株予約権の数

13,000個を上限とする。

なお、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、1,000株とする。ただし、(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う。

- (3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株あたり払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当を含む。）又は株式併合等を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から10年を経過する日までの期間のうち、取締役会において決定する期間とする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は従業員が退任若しくは退職、解任若しくは解雇（ただし、懲戒解雇若しくはこれに準ずる場合を除く。）又は死亡若しくは障害により取締役又は従業員の地位を喪失した場合その他取締役会が別途定めるその他正当な理由のある場合はこの限りではない。

(7) 組織再編行為時等における新株予約権の取扱い

以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に定める資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

4. 取締役に対して割り当てる新株予約権の取締役報酬に関する事項

取締役の職務執行状況その他諸般の事情に鑑み、3.(2)に定める新株予約権の数のうち1,000個(うち社外取締役200個)を上限として当社の取締役6名(うち社外取締役2名)に報酬等として付与するものとし、当該新株予約権に関する報酬等の額を年額金10億円(うち社外取締役2億円)を上限として設けるものとする。この新株予約権に関する報酬等の額は、新株予約権の公正価額に取締役に割り当てる新株予約権の個数を乗じて算出する。

なお、当該新株予約権に関する報酬等は、平成23年3月30日開催の第9回定時株主総会において承認された取締役報酬である年額5億円及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合における株式報酬型ストック・オプションに係る報酬上限額である年額2億5千万円とは別枠とする。また、取締役に対する報酬等の配分その他具体的決定は、当社取締役会の協議によるものとする。

第3号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定に関する件

当社の取締役の報酬額は、平成23年3月30日開催の第9回定時株主総会において年額5億円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、当該取締役の報酬額とは別枠で、さらに第2号議案が原案どおり承認可決された場合におけるストック・オプションとしての新株予約権の報酬等とは別枠で、当社取締役（社外取締役を除く。）に対する報酬として、年額2億5千万円以内の範囲で株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。なお、対象となる取締役の員数は、第1号議案「取締役6名選任の件」が原案通り承認可決されますと4名となります。

本総会でご承認いただいた後は、毎年、本議案記載の範囲内で、当社取締役（社外取締役を除く。）に対して株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行することができるものといたします。

1. 取締役に対し新株予約権を発行する理由

取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、業績向上と企業価値向上への貢献意欲や、株主重視の経営意識をより一層高めるためのインセンティブを与えることを目的とするものであります。この株式報酬型ストック・オプションは、取締役の退職慰労金を代替する性格も持ち合わせております。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の総数

各事業年度に係る当社定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の総数は、当社取締役会決議に基づき、年額2億5千万円の範囲内で新株予約権の発行価額の総額を定め、これを新株予約権の割当日における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値をもとにブラック・ショールズ・モデルに基づいて算出される新株予約権1個当たりの公正価額をもって除して得られた数（ただし、小数点未満の端数は切り捨てる。）を限度とする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類

当社普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は1,000株とする。ただし、当社が株式分割（無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、その他付与株式数を調整することが適切な場合には、合理的な範囲で調整することができるものとする。

(4) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、ブラック・ショールズ・モデルに基づいて算出される新株予約権の公正価額を基準として、新株予約権の割当に際して取締役会において定める額とする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から30年以内で取締役会が定める期間とする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、上記(6)の期間内において、取締役を退任した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、海外に居住する新株予約権者については、海外の関係法令を勘案のうえ、取締役会が決定する期間に限り行使することができる。

② その他の新株予約権の行使の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

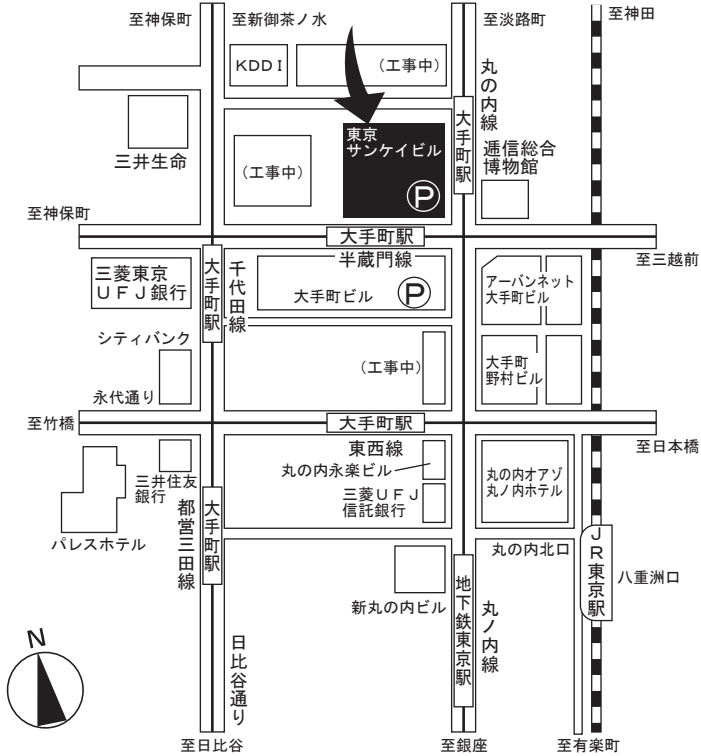
(9) その他の新株予約権の内容

その他の新株予約権の内容は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区大手町一丁目7番2号
東京サンケイビル内
大手町サンケイプラザ 4階ホール
TEL 03-3273-2258



交通 地下鉄丸の内線・半蔵門線・千代田線・東西線・都営三田線
大手町駅 A4・E1 出口直結

※駐車場の数に限りがあるため、できるだけ公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。